

答 申 第 1 2 8 号

令和 3 年 7 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 3 年 4 月 28 日付け諮問第 6 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

中央こども家庭センターが作成を行った医学診断票について特定の個人の診療に
関するレセプト等

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和3年1月20日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年1月28日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年2月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「特定日に兵庫県中央こども家庭センターが作成を行った医学診断票について特定の個人の診療に関するレセプト、明細、領収書など名称を問わずに診療に要したもの全て」である。

5 諮問

令和3年4月28日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次の

とおりに要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

条例第9条該当、条例第6条第1号とあるが、全く当てはまらない。公文書については、適正な医療行為が行われ、県民の税金が適正に使用されたことの確認でもあり、見られたくない部分はマーキングで事足りるのではないか。やましいことがなければ、全部非開示でなくても一部開示などが可能ではないのか。公務員による行為であり、個人の権利利益を害することは一切ない。よって全部非開示は条例違反ではないのか。

公務員の行為であり、我々の税金がどのように使われているかなど県民として知る権利がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件請求に係る非公開決定

実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に基づき公文書の存否を明らかにしないで本件処分を行った。

2 非公開とする理由

本件対象公文書は、中央こども家庭センターが作成した特定の個人に関する診療、診断等に関する文書であり、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人が同センターに相談等を行った事実の有無を明らかにする結果を生じさせることとなる。

したがって、本件対象公文書の存否に関する情報は、条例第6条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないもの」に該当することから、条例第9条に基づき存否応答拒否とする本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求の理由において、本件対象公文書の部分公開を主張していると考えられるが、上記のとおり、本件公開請求は存否応答拒否すべきものであるから、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について

本件公開請求は、特定日に中央こども家庭センターが作成を行った医学診断票について、特定の個人の氏名を明示した上で、その診療に要したものの全ての公開を求めるものであるため、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の個人に関する相談等を同センターが行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当である。

3 意見書の提出等について

審査請求人から、実施機関の弁明書に対する意見書の提出期限（令和3年5月31日）について、延長して欲しい旨申し出があった。

当審議会は、審査請求人の申し出を踏まえ、提出期限を同年7月12日に変更するとともに、口頭意見陳述の日程を通知したが、変更後の期限までに審査請求人から意見書の提出はなく、口頭意見陳述にも出席しなかった。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|-------------------------|--------------------------------|
| 令和3年4月28日 | ・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領 |
| 令和3年5月14日 第2部会（第88回） | ・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議 |
| 令和3年6月23日 第2部会（第89回） | ・ 審議 |
| 令和3年7月19日 第2部会（第90回） | ・ 審議 |
| 令和3年7月20日 | ・ 答申 |

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男